

人口問題研究

第一卷 第六號

研究

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

關山直太郎

小引

本誌第一卷第三號所載の拙稿に於て、私は徳川時代の人口靜態及動態の分析的考察が現在迄餘り施されてゐないことを指摘し、將來此方面に就て多少研究したい希望を披瀝し、而して之が資料としては全國各地方に尙相當殘存すべき宗門改帳に依るの便宜なるべきことを述べた。茲に紹介する一論稿は此趣旨に従て作られたものである。固より一試論的な企てであり、未熟極まるものであることは、稿者自身の認むる所である。宗門改帳に依る分析吟味は必ずしも本稿に説く所に止まらず、他に諸種の事項を知ることが出来るのは云ふ迄もないが、茲には直接的な人口現象のみに止めた次第である。

尙徳川時代の人口現象研究に就て平生竊鈍なる筆者を激勵指導され、且つ所藏の宗門改帳を悉く貸與し下された東京帝大經濟學部教授土屋喬雄先生に厚く謝意を捧ぐる。本稿も實に先生の貸與された資料に依て作りあげられたものに外ならない。

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

一、序 説

茲に研究せんとする村は筑後國三池郡加納開村である。村は筑後の南端、舊三池立花藩一萬石の領分で、明治以後近隣の村々と屢々合併され、其名稱も失はれたが、昭和四年以降大牟田市に編入され、現在は加納町一丁目及二丁目と呼ばれてゐる。加納開村の名稱から察すれば新開發村の様に思はれるが、寛文印知集卷第二十三（續々群書類從第九、地理部二九二頁）所載の立花和泉守領地目錄中、「三池郡之内拾五箇村」の内の一として、大牟田村と並び載せられてゐるのに徴すれば、新開村としても相當古く、遅くとも徳川初期のものとして解される。

稿者が借覽を得た同村の宗門改帳（詳しくは「眞宗宗門御改帳」）は、文政三年（一八二〇年）、同十一年（一八二八年）、天保四年（一八三三年）、同十三年（一八四二年）、弘化二年（一八四五年）、安政二年（一八五五年）、同七年（萬延元年、一八六〇年）、明治二年（一八六九年）の八箇年度で、前後約五十箇年に亙るが、幸に缺年の間隔は三年乃至十年で、其間餘り大なる時代的ギャップはない。靜態調査とも云ふべき宗門改（繪踏）は毎年正月に爲されてゐるが、日附は明瞭でない。宗門改帳は此宗門改の結果に依つて調製されるのであるから、勿論現在の國勢調査の如く嚴密なる一時點を標準とする調査とは異なる。而も其調製は次第に形式化し、前年の改帳を基礎と

し、登載人員の年齢を夫々一歳宛加へ、過去一箇年間の異動、即ち隱居相續、出生死亡、婚姻離婚、入村出村等を一々戸籍面に就て訂正し、以て當年度の宗門改帳となしたらしい。之は必ずしも加納開村に限らず、何れの村々にても同様であつたらうが、其記載の眞實性は之に依て毫も減損されるものではない。

次に動態調査とも云ふべきは「出入差引帳」で、宗門改帳とは別に調製される。之には過去一箇年間の出生死亡、入出村者等を各人に付き一々記録してあるが、其合計數及内譯數は宗門改帳の卷末に附載されてゐる。尙瑣末なことながら宗門改帳の體裁は美濃半截型縦一段書で、一般の宗門改帳に見ゆる「前書」の誓詞を載せてゐず、最初の頁から各戸の家族員を載せ、卷末に「惣宗旨寄」を掲げてゐる。今参考のため文政三年辰正月調の一例を掲げやう。

持時貳拾五石四斗七升壹合

一人數 拾壹人 内 四人男 七人女

此譯

重右衛門

重右衛門 年四拾七

眞宗勝光寺且那

女 (貼紙)出生 房 年三拾七

同寺且那

猪之吉 年三ツ

同寺且那

始治 年五ツ

同寺且那

(貼紙)死失領 治 年八ツ

同寺且那

の 年拾ヲ

同寺且那

か 年拾三

同寺且那

千 年貳拾壹

同寺且那

代 年貳拾五

同寺且那

喜兵衛 年三拾壹 同寺且那
母 年六拾貳 同寺且那

(註) 此附箋は文政三年中の異動で、此年出生死亡或は入出村した者は一應貼紙を附して置いて、翌年度の改帳に於て登載或は削除するのである。

(中略)

惣宗旨寄

村高三百壹石壹斗貳升八合

内 高貳百八拾五石貳斗六升三合 毛附高

内 高壹石九升五合 村惣作高

惣龜數合五拾七軒

内 五拾四軒 百姓

内 三軒 水吞

惣人數 貳百九拾七人 内 百五拾三人男 百四拾四人女

内 四人 内 貳人男 三人 出生男女之分

内 貳人女 壹人 他所より入人之分

外二 是は去卯二月より當辰正月迄出生入人之分

六人

内 三人男

内 三人女

差引 是は去卯二月より當辰正月迄死失男女之分

貳人 去卯減

外二 馬拾七疋

去卯増減無御座候

右は累年被仰出候通宗門御改ニ付、郷中男女壹人も不殘相改之、委細透吟味、且那寺致印形、書面之人數銘々前々之通繪踏被仰付候處、宗門怪敷者壹人も無御座候。若此上不審成もの御座候ハ、早速御注進可申上候。若隱置脇より露顯

仕候敷、又は此帳面ニ洩候もの有之候ハ、庄屋組頭は不及申、一村不殘何様之御仕置にも可被仰付候。爲後日仍而如件。

文政三辰年正月

筑後國三池郡

加納開村

百姓代 嘉平次
組頭 利作
同 藤藏
同 嘉三
庄屋 重右衛門

御預所

御役場

右帳面之男女拙僧共旦那三紛無御座候。依之銘々寺號之所に印形仕少も相違無御座候。若邪宗門之由申者御座候ハ、何方ニ而も罷出急度可申被候。怪敷者御座候ハ、御訴可申上候。爲後日依而如件。

本寺 京都西本願寺末寺

三池郡早米來村

眞宗勝光寺

本寺 京都東本願寺末寺

同郡藤田村

眞宗光圓寺

右同斷

同郡臼井村

眞宗皆覺寺

右同斷

柳河領今福村

眞宗淨印寺

右同斷

同領同村

眞宗明願寺

次に文政十一年正月(之は二十三日の日附である)調製の「當子宗門御改出入差引帳」の記載例を掲げやう。

一人數三百貳拾七人 内 百六拾八人 男
百五拾九人 女

去亥村有人

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

當子出生入人之分

庄助 一 勝光寺
幾之丞 一 龜太郎 男出生
一人 一 龜太郎 男出生
一人 一 たも 女出生
清四郎 一 忠次郎 去亥御改已後他村より入人
一 忠次郎 右同斷
一 女房 右同斷
一 安太郎 右同斷
一 所の 右同斷
一 彌三松 右同斷
一 忠五郎 右同斷

拾五人 内 五人 男
五人 女

(中略)

合 三百三拾七人 内 百七拾三人 男
百六拾四人 女

右之内他所へ出入之分

美作 一 駒次郎 男 果人 勝光寺
元右衛門 一 さる 女 果人 同
伊平次 一 きせ 去亥御改已後藤田村へ縁付申候
惣兵衛 一 つる 去亥御改已後他所へ出入 淨泉寺

(中略)

拾貳人 内 六人 男
六人 女

(中略)

残而三百貳拾五人 内 百六拾七人 男
百五拾八人 女

(中略)

差引 貳人 去亥減申候

惣籠數合六拾軒

内 五拾六軒 百姓

四軒 水呑

外二

馬拾七疋

去亥増減無御座候

一例として挙げた所に依ても窺はれる様に、加納開村の宗門改帳に依て知られるのは、戸主の持高、家族員と戸主との續柄、各人の性別及年齢等である。之からして我々は同村人口（本宗門改帳は「眞宗」五箇寺の檀家に限らるゝが、同村に他の宗旨の者がゐたのかどうか判明しない。本稿で取扱ふのは總て眞宗徒のみである）の性別構成、年齢別構成、家族關係、夫婦年齢の組合せ、持高、即ち田畑の所有高と家族數との關係を知り得る。但し宗門改帳は一般に或年月の靜態調査であつて、死亡者及出嫁者等は除かれて居り、又實子女と養子女との區別も判然せぬから、夫婦の出産力等は直接之を知ることが得ない。又宗門改帳に附屬する各年の「出入差引帳」は前記の如く恰も前一年間の動態調査であり、之に依て一年間の出生死亡數、入出村者數及其比率を知ることが出来る。婚姻關係に就ては「差引帳」にも何ら記載せず（他村からの入嫁、入嫁、他村への出嫁、出嫁に就ては入出村者として掲げてゐる）、從て婚姻數及率、夫婦の結婚年齢、初産年齢等之を知るに由ない。併し若し長期に亘つて宗門改帳が連續してゐる場合、帳簿を綿密に點檢して行けば、必ずしも此等の事項をも知り得ないことはなからずと思ふ。

尙本村の宗門改帳に見ゆる家族員は純家族のみで、家族外の使用人の如

き者を含んでゐない。併し此家族員は現在一般に見る様な夫婦親子等直系的なものと限らず、傍系的なものも同居し、一軒の家に兄弟數夫婦のものもあり、中には一家二十人を超ゆる例も存する。村の中には相當の高持も居り、或は子女を多く抱へてゐる家もあるから、下男、下女又は子守などを使用した家もあつたことと思はるゝが、此等は本宗門改帳に何ら記載されてゐない。恐らく別に寺請證文でも取つて、宗門改帳からは除外してゐるのではあるまいか。從て下に掲ぐる人口統計は、現在の所謂「現住人口」と云ふよりも、寧ろ現住本籍人口とでも云ふべきものであらう。又村内には農民以外の者が住んでゐたのかどうかは判らないが、本改帳に載つてゐる者は悉く農民の如くである。

次に注意すべきは此宗門改帳は毎歲正月になされ、年齢は數へ年を以て計算されてゐるから、數へ年一歳の者が全然存在せぬことである。加納開村に限らず宗門改帳は概して年初になされ、之に基いて年初の靜態調査と前年の動態調査が作成されるのであつて、其結果を「某年宗門改帳」として編成するのであるが、之は寧ろ「某年」の前年を冠した方が却て適切であると思ふ。例へば文政三年の宗門改帳は、實際は文政二年末（若くは正月現在）の靜態と、文政二年中の動態を調製したものであるから、寧ろ文政二年の宗門改帳と看做す方が便利である。本稿では此趣旨を汲んで、各人の年齢は總て一歳づゝ繰下げて計算した。例へば原簿に二歳となつてゐる者は、實際は〇歳乃至一歳の者であり、之を本稿では一歳として取扱つた如きである。換言すれば本稿の年齢は略、滿歳を示すものと解して宜しいのである。

二、一般的考察

加納開村は高三百石餘で、一時若干の高増となつたが、其後又減じて

明治に至つた。作付高は多少増減するが、大體九割位で、外に少額の村惣作地が存する。竈數(戸數)及人口數は前後相當の増加を見せてゐる。今此等を累年別に表示すれば次の如くである。

年次	村高	作付高	高持	無高	計	男	女	計
文政三年(一八二〇年)	三〇一・一二八	二八五・二六三	五四	三	五七	一五三	一四四	二九七
〃 十一年(一八二八年)	三三三・一二八	二八五・二六三	五六	四	六〇	一六七	一五八	三二五
天保四年(一八三三年)	三三三・一二八	二八五・二六三	五六	一	五七	一八二	一六〇	三四二
〃 十三年(一八四二年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	五九	二	六一	一九五	一八八	三八三
弘化二年(一八四五年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	六五	二	六七	二〇一	一八九	三九〇
安政二年(一八五五年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七五	三	七八	二三五	二〇七	四四二
〃 七年(一八六〇年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七四	三	七七	二四三	二三三	四六六
明治二年(一八六九年)	三〇六・四四七	二九二・〇一六	七六	一	七七	二三五	二二四	四四八

本村では「高持」を「百姓」と呼び、無高(恐らく小作人か日傭取であらう)を「水呑」として區別してゐる。職業は不明であるが、殆んど悉くが農民と看做して差支あるまい。村高は前表の如く中頃一時増したが、又減じて前後大差がない。戸數は初期と末期とは約二十戸の差があるが、之は分家、別家が行はれたに因るもので、同一家族の者が幾つにも分裂してゐることが、宗門改帳を檢閲してゐる際判明する。之と共に持高も分割された。當時は一般に高二十石以上でなければ分地を許されない法制上の建前であつたが、實際上に於ては勿論もつと小高の者も自由に分地してゐる。従て各戸當り平均高は初期の五石強から、末期の四石強に減じて居り、一般に零碎農化が看取される。併し乍ら本村は當時としては必ずしも貧窮村ではな

く、六、七十戸で三百石と云へば大體中流の農村であつたらう。而も村中高持の最高なる者は、文政三年には庄屋重右衛門の二十五石五斗で、明治二年では茂吉の十一石三斗である。一般に三、四石から五、六石内外の者が多く、無高の者も稀であつて、概して云へば貧富の差の甚だしくない村である。尙此點に就ては石高と家族數との關係を見る時再論しよう。

本村の男女の比率は、徳川時代農村一般に見られる様に男の方が稍、高い。即ち文政三年女一〇〇に對し男一〇六・二五、同十一年一〇五・六九、天保四年一一三・七五、同十三年一〇三・七二、弘化二年一〇六・三四、安政二年一一三・〇九、同七年一〇八・九六、明治二年一〇九・八一である。

更に注意すべきは本村の人口増加が極めて顯著なことである。明治二年(即ち明治元年分)が若干の減少を來たした外、毎同相當の増加を見てゐる。

る。但し之に就ても別に項を改めて説述しよう。

三、出生、死亡及人口増加

文政三年の宗門改帳に依る同村人口は男一五三、女二四四、計二九七であつて、毎次之が増加して安政七年には四六六に上つたが、明治二年には多少減じて四四八を示してゐる。其増加指數は次表の如くで、文政三年を一〇〇とすれば、安政七年は一五七弱、明治二年は一五四強で、約五割の増加である。併し茲に注意すべきは右の様な増加趨勢にも拘らず、前後八回の年次中五回迄は「前年」に比し若干宛の減少を示してゐることである。之に依て見ると此八箇年以外の年に相當大なる増加のあつたことが知られる。

同村の出生數及死亡數は毎年餘りに僅少で、比率を出してもさ程價値ある。

りとは思はれぬが、試に算出してみると、出生率は最高三六・五五、最低一〇・一〇、平均一九・二六、死亡率は最高三〇・七七、最低〇、平均一七・七八であり、此八箇年度に於ける出生死亡の差は十五人である。次に入村出村共年々僅少で、出入共大部分が他村關係の縁組に因るものである。八箇年合計の出村者十一人に對し、入村者は二十三人で、十二人の入超を示してゐる。出生死亡の差、入出村の差が本村人口の増大を來したのは云ふ迄もないが、然らば文政三年から明治二年迄の約五十年間に一五〇人、即ち一年に約三人の自然乃至社會的增加があつた譯である。而して此間判明してゐる八箇年度の自然増加は年二人弱、社會的增加は一人半、合計三人強で、大體標準に近いが、之から推せば他の年度もさしたる變異はなかつたものであらう。何れにしても一年平均三人、即ち千人に付十人近くの人口増加は、徳川期の村落人口の趨勢としては注意に値する。

年次	人口數		出生數		出生率	死亡數		死亡率	入村數		出村數		前年増減	指數
	男	女	男	女		男	女		男	女	男	女		
文政三年	一五三	一四四	二	一	一〇・一〇	三	三	二〇・一〇	〇	一	〇	〇	×二	一〇〇・〇〇
〃 一一年	一六七	一五八	一	三	一二・三〇	六	四	三〇・七三	四	二	〇	二	×二	一〇九・四三
天保四年	一八二	一六〇	六	四	二九・二四	四	三	二〇・四七	〇	一	〇	一	×三	一一五・一五
〃 一三年	一九五	一八八	八	六	三六・五五	一	四	一三・〇五	五	九	一	〇	×一	一二八・九五
弘化二年	二〇一	一八九	五	七	三〇・七七	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	×二	一三一・三一
安政二年	二二五	二〇七	四	一	一一・三一	四	四	一八・一〇	〇	〇	〇	〇	×一	一四八・八二
〃 七年	二四三	二三三	五	七	二五・七五	六	四	二一・四六	〇	〇	一	四	×三	一五六・九〇
明治二年	二二五	二二四	五	五	二二・三二	五	四	二〇・〇九	〇	〇	一	〇	×一	一五四・二〇
合計(平均)	三〇九三	三六	三四	七〇	一九・二六	二九	二六	一七・七八	九	一四	二三	三	八	一一・二八

備考 人口數は各年正月現在、他は前年中(二月より正月迄)の合計、×印は減少を示す。

四、年齢構成

右八箇年度に於ける本村人口の年齢構成は次の如くであるが、之は最初に斷つた如く、帳簿上二歳とあるのを一歳に、三歳を二歳に、八十一歳を八十歳に直したのである。

年齢別	文政三年		文政十一年		天保四年		天保十三年		弘化二年		安政二年		安政七年		明治二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一歳—五歳	一九	一二	一六	一一	二八	二一	二六	二三	二二	二四	二三	一五	三四	二六	二五	二〇
六歳—一〇歳	一四	一六	一〇	一八	一五	一〇	一六	二〇	二四	一三	三〇	二八	二四	一八	一九	二五
一一歳—一五歳	一七	二四	一七	二二	二二	一七	一七	一九	一六	二二	二一	二二	二八	二八	二七	一八
一六歳—二〇歳	七	一三	一七	二二	一五	一二	一六	一九	一四	二一	二四	二二	二二	二二	二七	二二
二一歳—二五歳	八	一三	一六	一七	一八	一六	一三	一五	一六	一六	一五	一八	二一	二一	二四	二二
二六歳—三〇歳	一六	一〇	一六	一一	一六	一〇	一五	一〇	一七	一八	一六	一八	一六	二一	一九	一三
三一歳—三五歳	一一	九	九	九	六	一〇	一七	一八	一三	一八	一六	一四	一六	一七	一三	一七
三六歳—四〇歳	一六	九	一六	一〇	一六	一〇	一四	一四	一六	二〇	一四	一四	一六	一三	一七	一八
四一歳—四五歳	一一	七	一三	九	一一	七	一〇	一一	一六	一一	一五	一〇	一二	一一	一〇	一四
四六歳—五〇歳	九	一〇	一二	八	一〇	六	一四	七	七	八	一七	一一	一二	一〇	一〇	一四
五一歳—五五歳	一〇	六	一〇	九	一一	七	一二	六	一六	八	一五	一〇	一五	一九	一〇	一一
五六歳—六〇歳	六	三	八	六	九	七	一二	八	七	七	一五	一〇	一六	一九	一四	一〇
六一歳—六五歳	二	八	七	三	六	九	二	六	七	七	六	一〇	一五	一七	一四	一〇
六六歳—七〇歳	六	二	四	六	四	九	五	四	六	七	六	七	六	七	五	一〇
七一歳—七五歳	〇	一	二	三	四	六	五	四	五	三	六	五	五	六	五	一〇
七六歳—八〇歳	一	一	一	五	三	六	〇	三	四	四	五	五	四	五	四	一〇
八一歳—	一	〇	〇	一	〇	四	二	二	〇	一	二	二	一	二	一	一〇
合計	一五四	一四四	一六五	一五八	一八二	一六二	一九五	一八八	二〇一	一八九	二三四	二〇七	二四〇	二三三	二三五	二二六

備考 個票に依り集計したるものと、先掲の合計數と吻合せざるものあり。

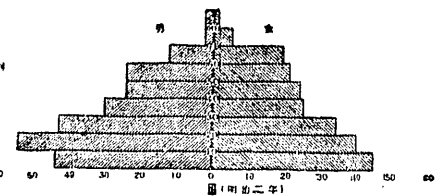
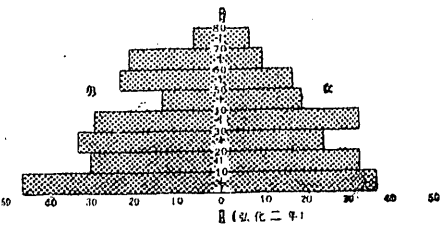
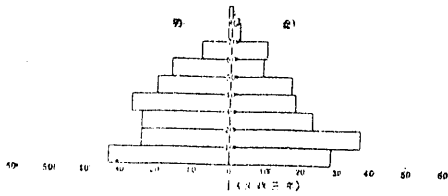
幕末筑後國一農村の人口状態に就て

二、十歲階級別

年 齡 別	文政三年		文政十一年		天保四年		天保十三年		弘化二年		安政二年		安政七年		明治二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一歲—一〇歲	三三三	二八	二六	二九	四三	三一	四二	四三	四六	三七	五三	四三	五八	四四	四四	四五
一一歲—二〇歲	二四	三七	三四	三四	二七	二九	三三	三八	三〇	三三	四五	三三	五一	五〇	五四	四〇
二一歲—三〇歲	二四	二三	二二	二八	三四	二七	二八	二五	三三	二四	四〇	四〇	三七	三三	四三	三四
三一歲—四〇歲	二七	一八	二五	一九	一七	一七	一七	三二	二九	三三	三〇	二二	三三	三〇	三〇	二五
四一歲—五〇歲	二〇	一七	二五	二七	二七	一六	二〇	一八	二二	一九	三一	三一	二七	二二	二四	二四
五一歲—六〇歲	一六	九	一八	一五	一六	一六	一四	一四	一三	一七	一六	一六	一五	二六	二四	二一
六一歲—七〇歲	八	一〇	一一	九	一〇	九	一〇	一〇	一一	一〇	一一	一一	一〇	一一	一一	一一
七一歲—八〇歲	一	二	三	六	一	三	二	六	二	七	二	六	九	七	二	二
八一歲—	一	〇	〇	一	一	二	二	二	〇	一	二	二	一	一	一	一
合 計	一五四	一四四	一六五	一五八	一八二	一六二	一九五	一八八	二〇一	一八九	二三四	二〇七	二四〇	二三二	二三五	二二四

人口の總數が餘りに少いため、年齢構成も若年程多く、高年程少くなるといふ一般的型を現はさず、各歳別に見ても、五歳階級別に見ても、甚だ不規則である。唯十歳階級別に見るときは稍々規則的となり、之を圖表化するれば鈍三角錐に近い形をなす。左圖は文政三年（一八二〇年）、弘化二年

（一八四五年）、明治二年（一八六九年）の年齢構成圖である。夫々約二十五年、即ち一代を隔てたものであるが、之に依ると年を経る毎に三角錐は規則的となり、又底邊の開き方が大きい様に見える。



次に一歳乃至十五歳、十六歳乃至六十歳、六十一歳以上の三大年齢階級に分けて見ると、左表の如くであつて、之を最近の全國人口の比率たる大

正九年の三六・五%、五五・三%、八・二%、大正十四年の三六・七%、五・六%、七・七%、昭和五年の三六・六%、五六・〇%、七・四%、同十年の

年次	十五歳以下			十六歳—六十歳			六十一歳以上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
文政三年	五〇	五二	一〇二	三四・二	九四	八〇	一七四	五八・四	一〇	一二	二二	七四
天保四年	四三	四一	八四	二六・〇	一〇八	一〇一	二〇九	六四・七	一四	一六	三〇	九・三
弘化二年	五五	四八	一〇三	二九・九	一一三	九三	二〇六	五九・九	一四	二一	三五	一〇・二
安政二年	六二	六二	一二一	三一・六	一一五	一〇八	二二三	五八・二	二一	一八	三九	一〇・二
明治七年	六二	五九	一一一	三一・〇	一一二	一一二	二三四	五七・四	二七	一八	四五	一一・六
明治十二年	七四	六五	一三九	三一・五	一二八	一一二	二五〇	五六・七	三三	二〇	五二	一一・八
明治十七年	八六	七二	一五八	三四・二	一三四	一一一	二六五	五七・四	二〇	一九	三九	八・四
明治二十二年	七一	六三	一三四	二九・七	一四八	一二六	二七四	六〇・八	一六	二七	四三	九・五

三六・九%、五五・七%、七・四%(何れも男女合計)に比すれば、大體に於て十五歳以下の年齢階級の占むる率が低く、十六歳以上六十歳以下、及六十歳以上の年齢階級の占むる率が比較的高いことが知られる。此事は云ふ迄もなく出生率が比較的低いこと、或は乳幼児死亡率が比較的高いことを一面から證するものに外ならないのであつて、幕末と左程大なる差異はないと思はるゝ明治初年の全國人口に於ける比率、即ち明治五年の二七・三%、六三・七%、九・〇%、同六年の二八・二%、六三・一%、八・七%、同七年の二九・三%、六二・三%、八・四%(何れも男子のみの比率)も此傾向を表はしてゐる。換言すれば加納開村の三大年齢階級構成は當時の一般的傾向と大體同じものであつたと想像されるのである。

更に右八箇年度に於ける全村民の年齢の總和及平均年齢を算出すれば次の如くであつて、平均年齢は大體二十八歳臺から三十一歳臺を上下して居り、男女を比較すれば、五箇年分は男子の、三箇年分は女子の平均年齢が

年次	男	女	計	平均年齢
文政三年	一五四	一四四	二九八	二九・九
天保四年	一八二	一六二	三四四	二七・六
同十一年	一六五	一五八	三二三	二七・六
弘化二年	二〇一	一八九	三九〇	二九・六
同十三年	一九五	一八八	三八三	二九・六
安政二年	二二四	二〇七	四三一	二九・六

試に夫妻の總年齢、平均年齢、平均年齢差を算出して見ると次の如くであつて、大體に於て夫四十五六歳、妻四十一二歳、其年齢差は最少三、五九歳、最大六、四八歳である。

年次	夫婦數	總年齢	平均年齢	年齢差
文政三年	夫 五〇 妻 五〇	二、二一一	四四・二四	四・八四
〃 十一年	夫 六〇 妻 六〇	一、九七〇	三九・四〇	四・八四
天保四年	夫 六六 妻 六六	二、六六六	四四・四一	五・三六
〃 十三年	夫 七二 妻 七二	二、二八三	三八・〇五	四・九八
〃 十三年	夫 七二 妻 七二	三、〇〇四	四一・五五	五・四二
〃 十三年	夫 七二 妻 七二	二、六〇九	三九・五三	五・四二
〃 十三年	夫 七二 妻 七二	三、二三二	四四・八九	五・四二
〃 十三年	夫 七二 妻 七二	二、八四二	三〇・四七	五・四二

一、夫の年齢別

夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治三年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)
一三三	—	二三三	三五	—	三三三	四七	四六	四一	五九	—	五七	—	—	—	—	—	—
一四一	—	二二〇	三六	—	三三二	四八	四一	—	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—
一四五	—	二一八	三七	—	三三四	四九	三七	五一	六一	—	—	—	—	—	—	—	—
一五〇	—	二一五	三八	—	三三七	五〇	四六	五三	六二	—	—	—	—	—	—	—	—
一五五	—	二一四	三九	—	三三九	五一	四七	五四	六三	—	—	—	—	—	—	—	—
一六〇	—	二一四	四〇	—	三三八	五二	四七	五四	六四	—	—	—	—	—	—	—	—
一六五	—	二一四	四一	—	三五三	五三	四六	四六	六五	—	—	—	—	—	—	—	—
一七〇	—	二一五	四二	—	三五九	五四	四四	四五	六六	—	—	—	—	—	—	—	—
一七五	—	二一四	四三	—	三一	五五	四七	四五	六七	—	—	—	—	—	—	—	—
一八〇	—	二一四	四四	—	三一	五六	—	四八	六八	—	—	—	—	—	—	—	—
一八五	—	二一四	四五	—	三二	五七	—	四八	六八	—	—	—	—	—	—	—	—
一九〇	—	二一四	四六	—	三三	五八	—	四九	六九	—	—	—	—	—	—	—	—
一九五	—	二一四	四七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇〇	—	二一四	四八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇五	—	二一四	四九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一〇	—	二一四	五〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一五	—	二一四	五一	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二二〇	—	二一四	五二	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二二五	—	二一四	五三	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二三〇	—	二一四	五四	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二三五	—	二一四	五五	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三四〇	—	二一四	五六	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三四五	—	二一四	五七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五〇	—	二一四	五八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五五	—	二一四	五九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六〇	—	二一四	六〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六五	—	二一四	六一	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七〇	—	二一四	六二	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七五	—	二一四	六三	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八〇	—	二一四	六四	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八五	—	二一四	六五	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九〇	—	二一四	六六	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九五	—	二一四	六七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇〇	—	二一四	六八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇五	—	二一四	六九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一〇	—	二一四	七〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一五	—	二一四	七一	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二〇	—	二一四	七二	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二五	—	二一四	七三	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三〇	—	二一四	七四	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三五	—	二一四	七五	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四〇	—	二一四	七六	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四五	—	二一四	七七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五〇	—	二一四	七八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五五	—	二一四	七九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四六〇	—	二一四	八〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四六五	—	二一四	八一	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四七〇	—	二一四	八二	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四七五	—	二一四	八三	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四八〇	—	二一四	八四	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四八五	—	二一四	八五	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四九〇	—	二一四	八六	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四九五	—	二一四	八七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇〇	—	二一四	八八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇五	—	二一四	八九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一〇	—	二一四	九〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一五	—	二一四	九一	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五二〇	—	二一四	九二	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五二五	—	二一四	九三	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五三〇	—	二一四	九四	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五三五	—	二一四	九五	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五四〇	—	二一四	九六	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五四五	—	二一四	九七	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五〇	—	二一四	九八	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五五	—	二一四	九九	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五六〇	—	二一四	一〇〇	—	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

弘化二年 夫 七四 妻 七四 三、三九五 四五・八八 四・一〇
 安政二年 夫 八四 妻 八四 三、八四二 四五・七四 四・四六
 〃 七年 夫 八三 妻 八三 三、四三二 四一・三五 六・四八
 明治二年 夫 八三 妻 八三 三、六六九 四四・二〇
 次に夫及妻は平均何歳の妻及夫と現在夫婦關係を結んでゐるであらうか。毎年次を掲ぐるのは餘りに煩瑣に互るので、最初と最終即ち文政三年(五〇組)の分と明治二年の分(八三組)とを示さう。

一、妻の年齢別

妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)
一九	二六	二七	三一	三四	—	四三	四八	四五	五五	—	—
二〇	—	二七	三二	—	—	四四	五一	五四	五六	—	—
二一	—	二五	三三	三六	—	四五	四九	—	五七	—	—
二二	—	二八	三四	三七	—	四六	五〇	—	—	—	—
二三	—	二八	三五	四三	—	四七	五一	—	—	—	—
二四	三二	三一	三六	—	—	四八	—	—	—	—	—
二五	三四	二五	三七	四三	—	四九	—	—	—	—	—
二六	四〇	三二	三八	四六	—	五〇	六一	—	—	—	—
二七	三六	二九	三九	四三	—	五一	—	—	—	—	—
二八	三八	三〇	四〇	—	—	五二	—	—	—	—	—
二九	四一	三一	四一	三九	—	五三	—	—	—	—	—
三〇	三七	二八	四二	四八	—	五四	—	—	—	—	—

夫が自分より若い妻を、妻が年長の夫を持つことは、今も昔も變りないが、勿論之には例外がないことはない。今夫の年齢を基準として妻の年齢の上下を検すれば次の如くである。

	文政三年	明治二年
夫より若い妻	四三	五六
同年 齡	二	一〇
夫より年長の妻	五	一七
計	五〇	八三

六、持高と家族員數

財産の多寡が出生率、死亡率其他婚姻年齢等に關係を有することは興味ある現象とされてゐる。農村特に徳川期の農村に於ける財産は云ふ迄もな

く田畑であり、其多少は「石高」を以て表彰される。加納開村の宗門改帳には幸ひ毎戸の持高を記してあるから、其財産關係及得喪分合の跡をも或程度知ることが出来る。併し乍ら先にも述べた様に、宗門改帳には出生兒の總數を記して居らず、又養子養女と實子女との區別もないから、直ちに持高と出生子女數との關係を知るを得ない。従て茲には單に持高と家族員數との關係を窺ふに止むることとし、持高を十石以上(大凡田一町歩以上の高)、五石乃至十石、一石乃至五石、一斗乃至二石、一斗以下無高に至る五等級に分ち、其家數と平均家族員數を算出した。但し總平均は總人口を總戸數で除したものである。

年次	十石以上		五石—十石		一石—五石		一斗—一石		總平均
	家數	平均人員	家數	平均人員	家數	平均人員	家數	平均人員	
文政三年	五	八・〇	一〇	五・八	二四	五・四	一三	四・三	五・二
〃 十一年	四	八・〇	一〇	五・一	二六	五・六	一五	五・三	五・四
天保四年	四	八・二	九	六・一	二五	六・二	一七	五・六	六・〇
〃 十三年	三	七・七	一三	七・七	二七	六・一	一五	五・六	六・三
弘化二年	一	六・〇	一六	七・四	二九	五・七	一七	五・一	五・八
安政二年	二	六・五	一九	七・八	三二	五・九	二〇	三・九	五・七
〃 七年	二	八・五	一九	八・三	三三	六・六	一八	三・八	六・〇
明治二年	二	七・〇	一八	八・二	三七	五・九	一九	三・四	五・八

茲に云ふ家族員は、最初に述べた様に夫婦を中心とする直系尊卑屬及叔伯弟妹等の傍系屬を包含するもので、使用人等は一切含んで居らぬ。一石乃至五石の者、即ち村で中流の者が戸數から見て約半分を占め、五石乃至十石の階級、一斗乃至一石の階級が略、同數で相亞いで居り、最上級と最下級も亦殆んど同數である。最上級即ち十石以上の戸數が漸減してゐるのは、随時分家が行はれて、上、中級に落ちて行つたからであつて、此村に於ては少數者に依る土地の集中は行はれず、寧ろ土地の分散化の傾向が見られる。

〔註〕 土屋教授は曾て『宗門改帳の社會經濟史的考察』なる論文中、本宗門改帳に依り村民の石高に依る階層別及其變遷を研究された。其區分は「零」、「一石以下」、「一—五石」、「五—一〇石」、「一〇—一五石」、「一五—二〇石」、「二〇—二五石」、「二五—三〇石」の八階級とされたが、其結論は「明確なる傾向をつかむことは困難ではあるが、村内では大體において地主の土地兼併が少く、むしろこの村においては十石、十五石以上のものが減少し、一石乃至十石のものが増大する傾向を示してゐる。それは如何なる原因によるかは知りたがいが、他村の地主によつて次第に土地を兼併せられたのかも知れないし、領主の政策に

よるのかも知れない」となされた(社會經濟史學第三卷第八號、昭和八年十二月、八二、八三頁)。併し其原因はさ程複雑ではない様である。

持高と家族員數の多少との關係は、右表に依て略、正比例することが觀取される。之は財産と子女數との關係と見られないこともないが、併し寧ろ財産と封建的な大家族關係と見た方が正しいであらう。蓋し大家族中には先に掲げた様な傍系家族を含んでゐるのであるが、此等を扶養して行くには畢竟相當大なる財産、即ち石高を持たねばならぬからであり、無高或は小高のものは到底斯かる傍系家族などを養つて行くことは出来なかつたからである。而して斯かる所有關係及家族制度が次第に減退する傾向を示してゐることは注意すべきである。

追記

大牟田市にある一友を介して、同市役所學務課の米光氏から、大牟田村の「淨土宗宗門御改帳」及「宗門御改帳(何れも文化四年)並に勝光寺所藏宗門宗帳(安政四年二月十八日改)の寫を送つて戴いたが、既に成稿印刷に廻した後であつたため、遺憾乍ら參考することを得なかつた。記して兩氏の好意に深謝する。